

(別紙2)

令和7年度介護施設等に対するサービス継続支援事業実施要綱

1 目的

介護施設等は、入所者の栄養・心身の状況等を考慮した食事を提供しなければならないこととされており、24時間365日の入所者の生活及び生命維持の基幹となっており、療養やリハビリにおいて栄養管理が必須となっている。昨今の物価上昇を受け、米をはじめとする食料費について、なおも価格の動きが急激であり、質の確保された食事の提供という基幹的なサービスの維持が困難な状況にある。

このため、物価上昇といった厳しい経営環境の中でも必要な介護サービスを継続して提供できるよう、食事の提供という基幹的なサービスの質を確保するための緊急的な支援として食料品の購入費に対する支援を行うことを目的とする。

2 実施主体

本事業の実施主体は、都道府県とする。

3 事業内容

介護サービスを継続して提供できるよう、食事の提供という基幹的なサービスの質を確保するための食料品の購入費等に対する支援を行う。

助成対象、助成額及び対象経費等の詳細は、別添2のとおり。

4 経費負担

(1) 本実施要綱により実施する事業については、別に通知する「令和7年度介護保険事業費補助金（介護事業所等及び介護施設等に対するサービス継続支援事業）交付要綱」の定めるところにより、予算の範囲内で国庫補助（補助率：国 10/10）を行うものとする。

(2) 介護報酬及び他の国庫補助金等で措置されているものは本事業の対象としないものとする。

5 留意事項

(1) 助成の申請手続

① 経費の助成を受けようとする介護施設等の事業者は、当該事業所等の所在地の都道府県知事に対してその旨の申請を行う。

② 複数の介護施設等を有する事業者については、同一の都道府県に所在する介護施設等について、一括して申請することができる。

(2) 都道府県の事務

別添2 介護施設等に対するサービス継続支援事業

基準単価 (単位：千円、1事業所又は1定員当たり)		
事業所・施設等の種別 (※1)	助成対象事業所・施設	
	介護サービスを継続して提供できるよう、食事の提供という基幹的なサービスの質を確保するための食料品等の購入費用を支出した施設等	
1	介護老人福祉施設	18 /定員
2	介護老人保健施設	18 /定員
3	介護医療院	18 /定員
4	地域密着型介護老人福祉施設	18 /定員
5	短期入所生活介護	18 /定員
6	養護老人ホーム	18 /定員
7	軽費老人ホーム	18 /定員
対象経費		食材料費等
助成額		<ul style="list-style-type: none"> 施設ごとに、基準単価と対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を助成額とする。なお、1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。 1施設当たり1回まで助成することができる。

※1 定員数は、令和7年4月1日時点の定員により判断すること。

介護施設等について、助成の申請時点で指定等を受けているものであり、休業中の事業者は事業再開後は助成対象とすることも差し支えない。